

「OTA と連携した台湾向けプロモーション業務」

## 業務仕様書

令和 5 年 11 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「OTA と連携した台湾向けプロモーション業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 趣 旨

令和6年1月から3月までの3か月間、岩手県がJR東日本の重点販売地域の指定を受けて行う「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」（以下、「キャンペーン」）について、OTA（Online Travel Agent）と連携して台湾向けプロモーションを行い、キャンペーン期間中の台湾からのFIT層の誘客を図るもの。

### (2) 業務件名及び数量

「OTA と連携した台湾向けプロモーション業務」一式

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

### (4) 委託料の上限額

4,356 千円（税込）

## 2 業務内容（仕様）

### (1) 提案内容

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 選定した OTA の概要等に関すること
- ② 特集ページの掲載に関すること
- ③ 事業実施スケジュールに関すること

### (2) 業務内容（仕様）

#### ア OTA サイトにおける情報発信

台湾市場に対して効果が期待できる OTA サイトにおいて、岩手県の特集ページを制作し、当該キャンペーンを含む岩手県の観光情報を掲載し、台湾の FIT 層に対して情報発信を行うこと。なお、利用する OTA について、概要や台湾市場における利用実績を企画提案書に記載すること。

#### イ 特集ページの制作

(ア) 特集ページは、中国語（繁体字）での掲載とすること。

(イ) 掲載内容は、キャンペーン期間中の誘客を促すものとし、その内容を提案すること。なお、下記を必ず含むものとする。

- ・岩手県の基本情報
- ・キャンペーンの特別企画5つ以上

※ 特別企画については、台湾からの観光客が参加しやすいものを選定することとし、アクセス等を詳細に記載すること。

(ウ) 特集ページの掲載期間は、キャンペーン期間中の誘客につなげるため、令和6年1～3月のうち8週間以上とすること。

(エ) 掲載するための情報及び写真等の素材を収集する業務についても本事業に含むものとし、著作権や肖像権など権利関係は、受託者において処理すること。ただし、委託者との協議に

より、委託者等から提供を受ける場合はこの限りではない。

(オ) 現地取材の実施は任意とするが、実施する場合の取材費用は委託費に含めること。

(カ) 特集ページ閲覧者のキャンペーン特別企画への参加に繋がる工夫を行うこと。

#### ウ バナー広告の実施

広告用バナーをOTAサイトのトップページ等に表示し、OTAサイト利用者を特設ページへ誘導すること。なお、掲載期間は8週間以上とすること。

#### エ その他

(ア) キャンペーン特別企画の予約等、台湾から問い合わせがあった場合は対応すること。

(イ) 実施後、特集ページのアクセス数など、実施結果についてまとめた業務報告書を作成し、県へ提出すること。

(ウ) 委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

### 3 企画提案書等

#### (1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

イ 費用積算内訳書 7部（正本1部、副本6部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

#### (2) 留意事項

ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。

イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

#### (3) 主な審査観点について

ア 利用するOTAサイトは、台湾市場に対して効果が期待できるサイトか。

イ 特集ページの掲載内容は、キャンペーン期間中の誘客を促す効果的な内容となっているか。

ウ 特集ページ閲覧者の特別企画への参加に繋がる工夫がなされているか。

### 4 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

### (6) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

### (7) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。